

令和8年第3回始良市教育委員会定例会

日 時：令和8年3月10日 開会 午前9時50分 閉会 午前10時51分
場 所：始良市役所本館2階会議室1・2・3

1 出席者

前田教育長、岩元委員、藤田委員、高橋委員、勝間田委員

2 教育委員会事務局の出席者

享保教育部長、留野次長兼教育総務課長、松尾次長兼学校教育課長、折田次長兼社会教育課長兼図書館事務局長、坂元保健体育課長

3 議事

議案等番号	件 名	結果
議案第7号	始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第8号	始良市立幼稚園規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第9号	始良市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第10号	始良市立小中学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第11号	始良市立小中学校スクールバス及びスクールタクシー運行に関する規則制定の件	可決
議案第12号	始良市立学校単車使用管理規程等を廃止する訓令の件	可決
議案第13号	始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱を廃止する告示の件	可決
議案第14号	始良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和8年第3回始良市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の議題は議案8件となっておりますのでよろしく願いいたします。

それではこれ以降の議事の進行につきましては、前田教育長にお願いいたします。

教育長 本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することといたします。日程第1、議事録の承認、署名についてです。前回会議の議事録への署名はお済みでしょうか。

委員 はい。

教育長 それでは、前回の議事録は承認されたものと認めます。次に日程第2、委員及び教育長の報告についてです。委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。

委員 2月15日、始良市立少年少女合唱団の第15回定期演奏会が始良公民館で開催されました。小学校1年生から高校生までの団員が6部にわたって演奏してくださいました。明るく元気なすばらしい演奏会でありました。令和8年度の団員募集について、どのような方法でされるのか教えていただきたいと思えます。以上です。

事務局 新年度になりましたら、小中高校へポスターやチラシの配布及び掲示、インスタグラムの活用等を考えています。以上です。

教育長 2月15日に、あいらぶ！サイエンス講座の閉校式があり、4講座それぞれ受講生から1年間の活動報告を行っていただきました。一人一人に修了証書を渡し、講師の先生方からご挨拶がありました。2月21日に、これまでの家庭教育フェスティバルと生涯学習フェアを統合した、生きイキマナビフェスタが開催され、内村周子さんの講演会や表彰式がありました。元体操オリンピック選手のお母様の講演会ということで、たくさんの方が来られました。3月議会で出された一般質問をいくつかご紹介します。ひとつは建昌城跡の整備の進捗状況の確認。それから熱中症の対策として、日傘の奨励を行って欲しいという要望。それから不登校支援について、保護者の悩みや早期発見への対応をきちんとしてほしい、支援を必要とする子どもたちの対応や支援体制の在り方、教職員への支援体制等について。最後に4月1日から法施行される共同親権に対する準備、対応マニュアル等の整備についての質問が出されました。以上です。それでは日程の第3、議案の方に移ります。議案第7号、始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号、始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の件について説明いたします。資料は1ページからになります。本改正につきましては、現在入居者のいない重富小学校教頭住宅を、教職員住宅から除外するとともに、漆小学校校長住宅について、建築年度・設置場所及び家賃を改正するものです。資料2ページの新旧対照表をご覧ください。重富小学校教頭住宅は、昭和57年度に建築され築43年が経過しており、老朽化による劣化が進行しております。また3ページの位置図にありますとおり、重富

中学校近くの住宅地内に位置しており、今後、教育財産として活用する予定がないことから、教育財産から普通財産へ移管し、財政課において財産の活用または処分を行う予定としております。

次に漆小学校の校長住宅につきましては、現在新築工事を行っており、3月末に完成する予定です。今回の改正では、新たに家賃を設定することとしており、建築費及び近隣の教職員住宅等の家賃を勘案し、2万5000円とするものであります。施行日は令和8年4月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

教育長 今事務局から説明がありましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 三船小学校の教頭住宅は、現在利用されているのでしょうか。

事務局 はい入居しております。教職員住宅で入居がないのは、先程説明した重富小学校教頭住宅以外に、西始良小学校校長住宅と古い漆小学校校長住宅の2棟になります。以上です。

教育長 他に何かございませんでしょうか。

委員 今回新築で家賃改定をすることですが、他の築30年以上の教職員住宅の家賃改定はないのでしょうか。

事務局 もともと相場よりも安い家賃での提供となっていることから、改定はしておりません。一番高いところでも2万7000円、一番低いところで1万5000円の家賃となります。漆小学校校長住宅については、山間部ということ、また令和4年度建築の西浦小学校教頭住宅の家賃を2万5000円に設定していることから同額としました。以上です。

教育長 他にございませんでしょうか。それでは質疑なしと認めます。それでお諮りします。議案第7号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号、始良市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の件については可決されました。次に日程第4、議案第8号、始良市立幼稚園規則の一部を改正する規則の件及び日程第5、議案第9号、始良市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の件については関連がございますので一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料4ページ、議案第8号、始良市立幼稚園規則の一部を改正する規則の件からご説明いたします。令和7年12月26日付、文部科学省事務連絡におきまして、幼稚園の1学級あたりの児童数を原則35人以下から原則30人以下に引き下げる予定との連絡があったため、市で定めている4つの公立幼稚園の収容定員、第3条を改正するものです。加えて、振替保育の手続きを簡略化し幼稚園や教育委員会の業務の効率化を図るために、振替申請書を提出して教育長の承認を受ける必要がある振替保育を限定することとしました。そのため、第15条第2項、「のほか」を「を除くほか」に改めました。資料6ページの議案第9号、始良市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の件の、振替授業に関する

規則改正も同じ内容となります。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 この件とは関係ありませんが、来年度の入園予定者数を教えていただきたいです。

事務局 加治木幼稚園が募集定員 20 人に対して 7 人、錦江幼稚園が募集定員 15 人に対して 2 人、建昌幼稚園が募集定員 20 人に対して 15 人、帖佐幼稚園が募集定員 20 人に対して 8 人の予定です。

教育長 他にご質問等ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 ないようですので、1 件ずつお諮りいたします。
まず、議案第 8 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 8 号、始良市立幼稚園規則の一部を改正する規則の件については可決されました。
次に、議案第 9 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 9 号、始良市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の件については可決されました。
次に、日程第 6、議案第 10 号、始良市立小中学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 資料 8 ページ、議案第 10 号、始良市立小中学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の件についてご説明いたします。
9 ページの新旧対照表の別表に通学区域が表示されておりますが、自治会の統廃合により名称が変更となった区域があるため、現状の表示に合わせて改正するものです。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。質疑なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第 10 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 10 号、始良市立小中学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則の一部を改正する規則の件については可決されました。

日程第7、議案第11号、始良市立小中学校スクールバス及びスクールタクシー運行に関する規則制定の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 資料11ページ、議案第11号、始良市立小中学校スクールバス及びスクールタクシー運行に関する規則制定の件についてご説明いたします。
市内の小中学校のスクールバス及びスクールタクシーについて、これまで該当する学校もしくは地区ごとにそれぞれ規則がありましたが、それを今回一本化するものです。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 第3条に下校時2回以内とありますが、これは部活動後の送りに対応するということでしょうか。

事務局 そのように認識していただいて結構です。

教育長 他にございませんでしょうか。ないようですので、お諮りいたします。
議案第11号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第11号、始良市立小中学校スクールバス及びスクールタクシー運行に関する規則制定の件については可決されました。
日程第8、議案第12号、始良市立学校単車使用管理規程等を廃止する訓令の件及び日程第9、議案第13号、始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱を廃止する告示の件については一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第12号、始良市立学校単車使用管理規程等を廃止する訓令の件及び議案第13号、始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱を廃止する告示の件について一括して説明いたします。資料14ページをご覧ください。
まず、始良市立学校単車使用管理規程につきましては、以前一部の学校において主に用務員が使用する単車が配置されていましたが、現在単車の配置はなく、今後も配置する予定がないことから、本規程を廃止するものです。なお、現在は、私有車使用届を出していただき、業務に係る走行距離に応じてガソリン券を支給して対応しております。次に、始良市加治木スクールバス運行規程につきましては、先ほど議案第11号で議決いただきました始良市立小中学校スクールバス及びスクールタクシー運行に関する規則の制定に伴い廃止するものです。
次に資料15ページ、議案第13号についてです。令和元年度から幼児教育保育の無償化が実施され、幼稚園については月額2万5700円が国の制度により補助されており、本市では、国の補助額を超える部分について、本奨励費により上乗せをして交付していましたが、私立保育園との公平性を図る観点から、令和5年度に当該補助金を廃止しました。そのため、本奨励費に係る要綱を廃止するものです。本来令和5年度末で廃止すべきところを、今回廃止するものです。いずれも施行期日は令和8年4月1日です。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。
それではないようですので、1件ずつお諮りいたします。
まず、議案第12号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 12 号、始良市立学校単車使用管理規程等を廃止する訓令の件については可決されました。
次に、議案第 13 号は事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 13 号、始良市私立幼稚園就園奨励費単独補助金交付要綱を廃止する告示の件については可決されました。
日程第 10、議案第 14 号、始良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 14 号、始良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件についてご説明いたします。資料 18 ページをご覧ください。
この計画は、昨年 12 月の総合教育会議で説明し検討いただきましたが、今一度、概要をご説明いたします。
まず計画の趣旨です。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の第 8 条に基づき、教育職員の長時間労働を抑制し、健康を維持できるよう、業務量を適切に管理することを通して、教員がより質の高い教育活動に集中できる環境を整えることを目的に策定するものです。本市の令和 6 年度の現状としては、時間外在校等時間が 45 時間を超える職員の割合が小学校で 20.9%、中学校で 33.4%であり、教頭や部活動を指導する教員などの業務がその関係です。19 ページをご覧ください。このような現状課題を受け、時間外在校等時間に関する目標として、1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にすること。また、1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にするという目標を立てました。また、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、令和 6 年度の数値をもとに立てております。計画の実施期間は令和 8 年度から令和 10 年度までで、具体的には業務 3 分類、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務、これらを踏まえた業務見直しを行って参ります。また、去る 3 月 5 日木曜日に、この計画の運用にあたり関係団体からの意見も聴いております。今後は本定例教育委員会での議決を受け、来年度 4 月の管理職研修会で管理職に説明し、各学校での取り組みを行ってもらい、その成果や課題等を 12 月の総合教育会議で報告する予定となっております。以上です。

教育長 何かご質問等ございませんでしょうか。

委員 20 ページの共同学校事務室について教えてください。

事務局 共同学校事務室とは、各学校に配置されている 1 人の事務職員が地域ごとにチームを組み、事務室長を決め、お互いに監査したりアドバイスし合ったりするなどして、事務職員としての業務の負担軽減に繋がるような取り組みをするということです。

委員 始良市ではいくつありますか。。

事務局 中学校区の 5 つです。

- 委員 22 ページの (3) 3 つ目のポツですが、50 人未満の学校も含めストレスチェックの実施率を 100% とするとなっていますが、50 人未満の学校はしてないところもあるということでしょうか。
- 事務局 法律的には 50 人未満の学校についてはストレスチェックの実施規定はありませんが、本市においては 50 人未満の学校もすべてストレスチェックを実施しております。
- 委員 同じ 22 ページの一番下のポツ、各学校週 1 回の定時退校日を設定するとありますが、設定日は学校に任せるのでしょうか。
- 事務局 学校の実情に応じて設定していただく形になると思います。
- 委員 時間外在校等時間が多い中学校は教頭や部活動指導の業務負担が大きいことが要因とのことで、部活動指導に対する対策は書いてありますが、教頭先生に対しての何か改善策案があれば教えてください。
- 事務局 今回自動音声応答装置付き電話機がすべての学校に設置され、一定の時間になると自動音声流れることから、時間外の電話対応に係る業務負担は軽減されることになると思います。緊急の場合は、市役所に連絡していただくことになり、同じ対応をすでに鹿児島市が実施しており、うまくいっているようです。
- 事務局 もう一点あります。先日教頭会より、教育委員会や県から様々な形で発出される膨大な量の文書整理に係る負担が大きいことから、発出方法を見直してもらいたいとの要望が出されました。現在発出方法について検討中ですが、来年度に向け教育委員会として可能な限り統一した形にしたいと考えております。
- 教育長 留守番電話機は、全 22 校すべてに設置され稼働済みなのですか。
- 事務局 2 月に全 22 校に設置が終わっており、運用は 4 月 1 日からになります。今回の設置・運用に係る保護者と地域の方への周知案内文を、先日全学校へ提供しました。
- 教育長 留守電に切り替わる時間は全学校同じですか。
- 事務局 留守電に切り替わる時間については、校長会で決めていただき、17 時 15 分から翌朝の 7 時 30 分まで、小中統一した時間になっております。その時間にもし電話をかけると、今は時間外のため 5 時 15 分から 7 時 30 分以外の時間にかけていただくか、緊急を要する場合は市役所代表電話にかけてくださいというメッセージが流れます。緊急電話が警備員室に入った場合、教育委員会の連絡網に繋がれる形となっております。
- 教育長 留守番電話ということですが、メッセージを吹き込むことはできないということですか。
- 事務局 メッセージを吹き込むことができる電話機ですが、留守電メッセージを入れると一件一件の確認作業が出てくることから、本市としては吹き込ませない対応としました。
- 教育長 他にございませんでしょうか。

委員 20 ページの苦情等に対する相談窓口について、直接保護者から学校教育課へという流れになっているのでしょうか。

事務局 そのような流れになります。現在もその流れで対応しております。

委員 学校教育課の電話番号を保護者に伝えているのですか。それとも保護者が調べているということですか。

事務局 議会からも不登校の相談窓口に対する要望等も出ておりますので、電話番号も含め、相談窓口に対する周知を徹底していきたいと思います。

委員 去年、弁護士相談に行くような事案があったのでしょうか。

事務局 弁護士相談に出向いたことはありません。電話やメールでの照会がありました。

事務局 弁護士に直接出向いて相談するケースと、メールなどで相談するケースがあります。法的判断を伴うような重要案件は直接出向きますが、解釈や対応に関する件等は、顧問弁護士契約の範囲内でメール等で回答いただいております。

教育長 他に何かご質問等ございませんでしょうか。
ないようですのでお諮りいたします。
議案第 14 号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 異議なしと認めます。
よって、議案第 14 号、始良市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画策定の件については可決されました。
議案は以上です。
それでは日程第 11、各課からの報告・連絡に入ります。
教育総務課から順にお願いしますはい。

<各課から報告・連絡>

教育長 最後に行事予定の確認に移ります。教育総務課からお願いします。

<各課より行事予定の説明>

教育長 行事予定について何かご質問はございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 以上で本日のすべての議事が終了しました。
お諮りいたします。本日の議事録の字句等の軽微な訂正につきましては、その整

理を私にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 なし。

教育長 それでは以上で令和8年第3回始良市教育委員会定例会を終了いたします。
お疲れ様でした。